

令和 8 年 第 1 回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

令和8年第1回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

令和8年2月17日(火)、令和8年第1回秋川流域斎場組合議会定例会は、ひので斎場会議室に招集された。

1. 出席議員(12名)

1番	関口 えり子	8番	鈴木 正彦
2番	しょうじ さとし	9番	川脇 敏徳
3番	国松 まさき	10番	山崎 源重
5番	大久保 昌代	11番	嶋崎 佐有理
6番	よしざわ ゆたか	12番	榎戸 雄一
7番	野崎 智経	13番	森田 紀子

2. 欠席議員(0名)

3. 会議録署名議員

6番	よしざわ ゆたか	7番	野崎 智経
----	----------	----	-------

4. 出席説明員

管理者	東 亨	担当課長	野口 誠
副管理者	中嶋 博幸	担当課長	橋本 賢
副管理者	吉本 昂二	担当課長	藤原 啓一
副管理者	師岡 伸公	担当主幹	坂本 秀一

5. 事務局職員

事務局長	小作 昌弘	係長	布田 努
------	-------	----	------

令和 8 年 第 1 回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 令和 8 年 2 月 1 7 日 (火) 午後 2 時 0 0 分開議

場 所 ひので斎場 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		一般質問
日程第 6	議案第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 2 号	秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求め ることについて
日程第 8	議案第 3 号	令和 7 年度秋川流域斎場組合会計補正予算 (第 2 号)
日程第 9	議案第 4 号	令和 8 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金につ いて
日程第 1 0	議案第 5 号	令和 8 年度秋川流域斎場組合会計予算

議事案件

議事日程

- | | | |
|--------|------------|----------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 諸般の報告 | |
| 日程第 5 | 一般質問 | |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求
めることについて |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 令和 7 年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第 2
号） |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 令和 8 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金に
ついて |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 令和 8 年度秋川流域斎場組合会計予算 |

午後 1 時 5 5 分 開会

○議長（川脇敏徳議員） 皆様、こんにちは。

本日は、公私ご多忙の中、秋川流域斎場組合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

議長を務めさせていただきます日の出町議会の川脇でございます。

さて、昨年 12 月 5 日、奥多摩町議会におかれまして当組合の議員改選が行われております。
相田恵美子議員、宮野亨議員に代わり、榎戸雄一議員、森田紀子議員に就任していただきました。
ここで新たに秋川流域斎場組合議員となられましたお二人に自席から自己紹介をお願い
いたします。

では、榎戸雄一議員、お願いいたします。

○議員（榎戸雄一議員） このたびこちらにお世話になることになりました奥多摩町の榎戸で
す。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川脇敏徳議員） 次に、森田紀子議員、お願いいたします。

○議員（森田紀子議員） この度秋川流域斎場組合議会議員を拝命いたしました森田と申しま
す。初めての担当でございまして何かとわからない点が多いかと思いますが、皆様のご指導を
賜りながら誠実に務めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川脇敏徳議員） ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

会議に入る前に、皆様をお願いいたします。

本日の質疑につきましては各議案とも一括により行い、質疑の回数は組合議会会議規則に
より、同一議題につきましては 3 回を超えないようお願いいたします。また、質疑及び答弁は
簡潔明瞭をお願いするとともに、質疑の前に、予算書、資料等の質問する箇所のページと件名
を述べてください。円滑な進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたし
ました。

ただいまより、令和 8 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

奥多摩町議会の改選により議席については、秋川流域斎場組合議会会議規則第 3 条の規定
により、榎戸雄一議員を 12 番、森田紀子議員を 13 番に指定いたします。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規程により、議長において、

6番 よしざわゆたか議員

7番 野崎智経議員

を今会期中、指名いたします。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第4「諸般の報告」をいたします。

議会閉会中の辞職許可につきまして、報告を行います。相田恵美子議員と宮野亨議員が令和7年12月4日付で辞職願が提出され、辞職が許可されております。

次に管理者から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（東 亨町長） 議長。

管理者、東亨町長。

○管理者（東 亨町長） 皆さん、こんにちは。

ただいま議長のご指名をいただきました管理者の東亨でございます。自席にて恐縮ですが報告、説明をさせていただきます。

本日は、令和8年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、各市町村議会、大変お忙しい中、ご出席を賜り開会できますことを心から御礼申し上げます。また、奥多摩町議会におかれましては、昨年、役職改選が行われたということでございまして、今後とも当組合議会に対しまして温かいご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは管理者報告を申し上げたいと存じます。

当組合「ひので斎場」につきましては、これまでと同様に順調に運営をしております。

別紙をご用意させていただきました。お手元の秋川流域斎場組合定例会管理者報告書をご覧ください。

管理者報告第1号、令和8年1月までの斎場利用状況でございます。

火葬の利用件数でございますが、1,453件、前年度同時期と比較いたしまして48件減少し、使用料ではマイナス211万1千円となっております。例年、12月中旬頃から混み合う時期となり本年1月中旬までは大変混み合いましたが、これ以降は例年並みに戻っております。

式場の利用につきましては、440件で、前年度同時期と比較いたしますと20件減少し、使用料で比較いたしますとマイナス145万円となっております。減少の要因としては、昨年度が火葬及び式場の利用が極端に多く、令和5年度と比較すると微増であるため、利用件数の純減であることが主な原因であると考えます。

また、ただいま申し上げたとおり、昨年末から火葬の利用者が急増いたしましたので、組合内の方を優先とするため、令和7年12月22日から組合外の方の施設利用を制限させていただきました。ただし、故人が組合外の方でも、組合内に住民登録がある2親等以内の親族からの申請があった場合や、比較的空いている9時00分及び9時30分の火葬時間については、組合外の方でも受け入れを可能とさせていただきました。現在も引き続き制限をしております。

管理者報告については、以上でございます。

最後に、本日は提案させていただきます議案につきまして、それぞれ慎重なる審議を賜りまして、議決をいただければありがたいと存じます。以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川脇敏徳議員） ありがとうございます。

以上をもって、諸般の報告を終ります。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第5 「一般質問」を行います。

質問を行う順番は、一般質問通告書の受付順に行い、質問は自席で発言し、質問の回数はいは会議規則第59条の規定により、同一議題については3回を超えないようお願いいたします。また、質問並びに答弁は、簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

それでは、今回、通告は1件でございます。発言を許します。

質問者、国松まさき議員、どうぞ。

○3番（国松まさき議員） 秋川流域斎場組合議会議員、国松まさきです。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

(1)火葬場に対する都の動きと当組合の将来見通しについて。

東京都 23 区内では高額な火葬料金と火葬場不足が問題となっている中、東京都知事からは実態を把握し火葬能力強化の対応策を区市町村と検討するとの方向性が示されております。そこで以下、お伺いいたします。

①東京都は令和 7 年度中に、都内すべての火葬場を対象に稼働状況や処理能力の調査を行うとしているが、その調査結果は多摩地域、特に秋川流域斎場組合に対しても共有され、今後の施設運営や将来計画の検討に活用されるのか、組合としての認識をお伺いいたします。

②本組合として、人口減少と高齢化の進行を踏まえ、将来の死亡者数および火葬需要について、どのような推計や分析を行っているのか。また、その推計を基に、ひので斎場の炉数や稼働体制が中長期的に需要を賄えると考えているのか、お伺いいたします。

③近隣自治体からの越境利用の現状と、その受入に対する基本方針についてお伺いするとともに、将来、都心部の火葬場逼迫が多摩地域に波及した場合、広域的な受入体制について東京都や周辺市町村と協議、連携していく考えはあるのか、お伺いいたします。

以上、質問とさせていただきます。

○事務局（小作昌弘局長） 議長、事務局長。

○議長（川脇敏徳議員） 小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長） ただいまの国松議員の一般質問にお答えいたします。

まず、東京都が調査を行うきっかけとなったのは、東京 23 区内の火葬料金がこの数年で高騰していることが問題視され、東京都議会において質問があったことから、都内における火葬場の実態を調査することとなったものと認識しております。調査対象は、都内及び一部都外の地方公共団体や民間火葬場等で、当組合も当然調査対象となっております。

調査の進捗状況は、昨年 11 月に 1 回目、本年 1 月に 2 回目の調査が来ており回答を行ったところでございます。この調査の目的は 2 点あり、1 つ目は、死亡者数の推計等から東京都における将来の火葬需要を把握し、火葬能力の強化に向けた具体的な対応策の検討を行うため、火葬場の運営実態について精緻把握すること。2 つ目は、火葬場の経営管理に対する適切な指導に資するよう、火葬料金の算定根拠や行政の関与の状況等を把握すること、と明示しております。

今後の調査のとりまとめにおけるスケジュールは、現在 2 回の調査が終了し、2 月から 3 月頃に調査対象の機関に必要な応じてヒアリングがなされた後、とりまとめうえで公表する予定であるとのことです。

お尋ねの調査結果を今後の施設運営や将来計画の検討に活用されるのかについてでございますが、現段階においては、東京都の調査がとりまとめ中であり結果が出ていないことから、

報告を公表された後、必要があれば改めて当組合の施設運営や将来計画について検討してまいりたいと考えます。

次に、将来的な火葬需要についてのお尋ねでございますが、当組合の構成する市町村の10月1日現在の人口は、奥多摩町が加入いたしました平成25年の107,006人をピークに年々減少し、令和6年は102,009人まで減少しており、今後も減少していくと想定しております。一方、火葬需要について、火葬件数は年々増加している中、団塊の世代が令和8年度には70歳代後半にさしかかることから、あと数年はさらに増加するものと考えております。現在、当組合の火葬炉は4炉あり、令和6年度の火葬炉稼働率は75%のため、火葬に関しては余裕がある状況でございます。仮に今後さらに火葬件数が増加したといたしましても、もう1炉分空スペースがございますので、増設することは可能であるため、中長期的にみても十分に需要を賄える状況でございます。

次に、組合外の利用と受入れに対する基本方針と広域的な受入体制の協議・連携についてのお尋ねでございますが、令和4年度から6年度の組合外の受入れ状況は、4年度が109件、5年度が146件、6年度が152件の受入れを行っております。

当斎場での火葬の受入れの基本方針は、組合を構成する市町村で運営すべき施設であることから、構成市町村に居住する組合員を優先とすることは言うまでもございません。しかしながら、それ以外の住民の使用については、秋川流域斎場組合の設置及び管理に関する条例第5条第1項において、斎場の管理に支障がないと認めた場合に限り許可することができることを規定されていることから、年末などの火葬が混み合う時期を除き、支障がないと認めた場合に限り受入れを行っているところでございます。

仮に都心部の火葬場が逼迫した場合の広域的な受入体制の協議については、当斎場の構成市町村の住民を優先しつつ、東京都や周辺市町村からの要請があれば、運営に支障をきたさない範囲で、でき得る協力については協議の上、連携してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（川脇敏徳議員） 3番、国松まさき議員。

○3番（国松まさき議員） ご答弁いただきありがとうございます。ご丁寧に答えていただきましたので再質問はございません。意見だけ述べさせていただきます。

今回の答弁により、本組合の火葬体制は現時点では需要に対応可能であると認識が示されました。一方で、東京都では23区を中心に火葬場不足や料金高騰が課題となっており、将来的にはその影響が多摩地域にも及ぶ可能性があります。また、死亡者数が一時的に集中するピーク期への備えも重要であります。このため本組合においても、将来需要を見据えた施設運営

の検討やピーク時対応、越境利用の増加を想定した受入方針の整理、公営斎場としての役割の再確認を進めていくことが必要であると考えます。

加えて、東京都では葬儀費用高騰への助成が本年4月より始めると発表されておりますが、当組合のように自治体が広域連携で公営斎場を維持している地域との間に、住民から見た不公平感が生じないように、今後は公営施設維持への支援のあり方も議論されることを期待し、意見といたします。以上です。

○議長（川脇敏徳議員） 以上で一般質問を終了いたします。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第6 議案第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。

○管理者（東 亨町長） 議長。

○議長（川脇敏徳議員） 東管理者。

○管理者（東 亨町長） 議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）、につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、職員の給与について、東京都人事委員会勧告を踏まえて改正するため、規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず1点目は、給料表について都の勧告どおり、公民較差解消のため3.4%の増額改定を行うものでございまして、令和7年4月1日から適用するものでございます。

次に2点目は、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございまして、現行の4.85月から4.90月とするものでございます。

なお、引き上げる0.05月分につきまして、令和7年度は12月に支給する期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.025月を加算することとし、令和8年度以降は0.05月を等分し、6月と12月の期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.0125月を加算するものでございます。

加えて、再任用職員の期末、勤勉手当についても0.05月分を引き上げ、令和8年度以降は6月と12月の期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.0125月を加算することといたしました。

なお、一時金の基準日が12月1日となっており、基準日以前の条例改正が必要であることから、専決処分とさせていただいたものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川脇敏徳議員） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第7 議案第2号「秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

榎戸雄一議員に申し上げます。本件は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、榎戸雄一議員の退場を求めます。

（榎戸雄一議員 退場）

○議長（川脇敏徳議員） これより提案者の説明を求めます。

○管理者（東 亨町長） 議長。

○議長（川脇敏徳議員） 東管理者。

○管理者（東 亨町長） 議案第2号秋川流域斎場組合監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、秋川流域斎場組合監査委員のうち、議員選出の監査委員でございました宮野亨委員の辞職につき、後任として榎戸雄一議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を賜りたく、ご提案を申し上げるものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川脇敏徳議員） 本件は人事案件であるため、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川脇敏徳議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案の質疑、討論は省略いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川脇敏徳議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり同意されました。

ここで榎戸雄一議員の入場を認めます。

(榎戸雄一議員 入場)

○議長(川脇敏徳議員) ただいま監査委員に同意されました榎戸雄一議員に、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○12番(榎戸雄一議員) ただいま秋川流域斎場組合監査委員の選任につきまして、ご同意をいただきましたこと、誠にありがとうございます。身の引き締まる思いで適正かつ公平な監査に務めてまいりたいと思います。斎場組合の円滑で健全な運営に寄与できるよう誠心誠意、取り組んでいきたいと思っています。今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜りながら頑張っていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

はなはだ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(川脇敏徳議員) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

※

○議長(川脇敏徳議員) 日程第8 議案第3号「令和7年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。

○管理者(東 亨町長) 議長。

○議長(川脇敏徳議員) 東管理者。

○管理者(東 亨町長) 議案第3号、令和7年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第2号)、について提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,246万6千円とするものでございます。

主な内容について、説明申し上げます。

歳入でございますが、火葬場使用料を 100 万円減額し、建物設備整備基金利子を 37 万 9 千円追加するものです。

歳出でございますが、総務費は、建物設備整備基金積立金を 43 万 5 千円減額、一般職職員手当を給与改定等により 50 万円追加するものです。衛生費における需用費ですが、灯油購入単価の高騰により燃料費を 34 万 2 千円追加させていただくものでございます。

その他、第 2 条債務負担行為の補正では、事務連絡用車両リース料について、リース自体を中止し車両購入に切り替えるため、令和 8 年度予算に計上することとし、債務負担行為を廃止するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（川脇敏徳議員） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第 9 議案第 4 号と、日程第 10 議案第 5 号は、新年度予算に関連する内容であることから、一括議題として審議する方法とし、一括上程、一括審議の後、1 議案ごとに討論、採決をいただきたいと存じます。

これより、提案者の説明を求めます。

○管理者（東 亨町長） 議長。

○議長（川脇敏徳議員） 東管理者。

○管理者（東 亨町長） 議案第 4 号「令和 8 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和 8 年度の組織市町村の負担金の額を定めるものでございます。

総額は1億6,000万円で、前年度と同額でございます。

算出は、均等割額それぞれ400万円と、令和7年10月1日現在の住民基本台帳人数及び令和6年度の利用実績数値をもとに算出しております。

各市町村の負担金額及び総額に対する割合は、あきる野市が1億524万7千円で、負担率65.78%、日の出町が3,198万円で負担率19.99%、檜原村が885万5千円で負担率5.53%、奥多摩町が1,391万8千円で負担率8.70%。

前年度対比では、あきる野市がマイナス83万6千円、0.52%の減、日の出町が101万円、0.63%の増、檜原村が8万9千円、0.05%の増、奥多摩町がマイナス26万3千円、0.16%の減となっております。

続きまして、議案第5号「令和8年度秋川流域斎場組合会計予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和8年度秋川流域斎場組合会計予算、歳入歳出予算の総額を2億9,400万円とさせていただくものでございます。前年度と比較いたしますと、1,700万円の増額で、率にして6.14%の増となっております。

予算編成方針にお示ししたとおり、今年度も安定した斎場運営を行うことを基本に、施設維持管理や利用者サービスの向上へつながる投資も実施する内容としております。

主な内容につきましては、事務局から説明をいたさせます。

○事務局（小作昌弘局長） 議長、事務局長。

○議長（川脇敏徳議員） 小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長） それでは私から、主だったものを説明させていただきます。

予算書、5ページをご覧ください。

歳入につきましては、先ほどご説明いただきました組織市町村負担金を前年度と同額の1億6,000万円としております。

斎場使用料につきましては、火葬場、式場使用料を過去の利用実績を参考に積算し、前年度と同額の6,499万7千円といたしました。

建物設備整備基金繰入金につきましては、基金の取崩しを行い5,400万円を計上しております。理由につきましては、工事費等の総額が約8,300万円規模となることから、これに充当するものでございます。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。9ページをご覧ください。

議会費につきましては、前年度と変更はございません。

総務費につきましては、5,162万3千円で、前年度比608万8千円の増額とさせていただきました。増額の主な要因は、10ページをご覧くださいなのですが、下から9行目の事務連絡用車両購入費ですが、先ほど第3号議案でご承認いただいた車両リースに替えて、新規購入としたため206万円の皆増、次に11ページの上段でございます一般職人事管理経費が給与改定等により358万8千円増額しております。

衛生費につきましては、2億2,365万2千円で前年比1,091万2千円の増額となっております。

主な内容でございますが、まず需用費におきまして、燃料費は火葬や空調の主燃料であります灯油価格の高騰により、183万7千円増額しております。修繕料は例年計上させていただいている不測の事態に備えた修繕に関する予算額として700万円を残し、大規模な修繕は工事請負費に項目を移したため、1,208万円の減額をしております。

委託料につきましては、8,177万4千円で、前年比128万6千円の減額となりました。

11ページから12ページをご覧ください。

委託料につきましては、近年の物価高騰により前年度と比較するとほとんどが若干増額しておりますが、減額の主な項目といたしまして、冷温水発生器整備作業委託料は定期的に部品交換と整備を行う必要があり、交換部品の個所によって委託料が変動するため、8年度は273万2千円の減、また式場棟会席室改修工事設計委託料の設計委託が完了したため、217万8千円を皆減しているものです。

12ページの工事請負費につきましては、8,625万1千円で、前年度に対し1,488万4千円の増額となっております。

予定する主な工事でございますが、火葬炉設備更新工事として2つの火葬炉の設備を更新するため3,740万円、式場棟会席室改修工事として会席室をバリアフリーにし、テーブル・椅子化にするため、2,005万円、照明改修工事として1,324万1千円が主なものとなります。

13ページをご覧ください。

備品購入費につきましては、例年計上させていただいている100万円のほか、2つずつある棺台車・キャリア台車を7年度、8年度で更新するための購入費として495万円、式場会席室の改修に伴い、式場会席室備品購入費としてテーブル、椅子、仏壇台を購入するため、576万1千円を計上しているものでございます。

公債費につきましては、残り2件の借入金の償還となっており、本年度の元金、利子の合計1,491万2千円、前年度と同額となります。

予備費につきましては、前年度と同額の300万円とさせていただいております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川脇敏徳議員） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより議案第4号、議案第5号の質疑に入ります。

なお、質疑の際に個別の議案について質問する場合には、議案番号、ページ等を述べてください。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号令和8年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について、の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第5号令和8年度秋川流域斎場組合会計予算、の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時31分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

秋川流域斎場組合議長

秋川流域斎場組合議員

秋川流域斎場組合議員